

**「株式会社諏訪丸光」発行の全国百貨店共通商品券を
お持ちの方へのお知らせ**

株式会社諏訪丸光の事業を引き継いだ株式会社まるみつ（まるみつ百貨店・長野県諏訪市）は、平成23年2月20日をもって店舗を閉鎖、平成24年11月26日に解散して、清算手続きを開始しました。このため株式会社諏訪丸光発行の全国百貨店共通商品券は、平成25年3月31日をもって使用できなくなりました。使用できなくなった、株式会社諏訪丸光発行の全国百貨店共通商品券をお持ちの方は、資金決済に関する法律に基づき株式会社まるみつが供託した発行保証金から還付を受けることができますので、還付を希望される方は下記の手続きにより、権利の申出を行って下さい。

◎ 申出受付期間 平成25年4月 1日(月)～平成25年7月 1日(月)

◎ 現地受付期間 平成25年5月18日(土)～平成25年5月19日(日)

1. 郵送での申出を希望される場合

次の①②③のものを下記宛先に郵送して下さい。

①「**申出書**」（記載例に従い、正確に記入のうえ**押印**（朱肉を使用するもの）願います。）

※ 申出金額が10万円以上の方は、住所、氏名は、印鑑証明書に登録されたものを記入して下さい。また、法人の方は申出金額にかかわらず、住所、氏名（商号又は名称及び代表者の氏名）は、印鑑証明書に登録されたものを記入して下さい。

※ 「申出書」は、**関東財務局のホームページ** (<http://kantou.mof.go.jp/>) からダウンロードできます。また、関東財務局、関東財務局管内財務事務所のほか、長野県及び株式会社まるみつの店舗が所在した市等に備え置いております。（詳しくは、関東財務局あるいは長野財務事務所にお問合せください。）

②「**株式会社諏訪丸光**」発行の**全国百貨店共通商品券**（券面に発行元株式会社諏訪丸光と記載のあるもの）

③ **返信用封筒**（80円切手を貼付し、返信先住所、氏名を記入して下さい。）

※ 返信用封筒は当方で受付後、申出書の控えを郵送するために使用します。

郵送申出宛先・照会先

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東財務局 理財部 金融監督第5課 TEL 048-600-1152

2. 長野財務事務所への直接申出を希望される場合

「申出書」用紙は、受付窓口に用意してあります。

①「**株式会社諏訪丸光**」発行の**全国百貨店共通商品券**（券面に発行元株式会社諏訪丸光と記載のあるもの）

② **印 鑑**（朱肉を使用するもの）

③ **委任状**（←商品券の所有者以外が申出手続きをされる場合のみ必要）

受付場所・照会先

《受付場所》長野県長野市旭町1108 長野第2合同庁舎 関東財務局 長野財務事務所 理財課
TEL026-234-5125

《受付時間》午前9時00分～午後5時00分（除く土、日曜、祝日）

3. 現地受付での申出を希望される場合

①②③のものを持参のうえ申出を行って下さい。「申出書」用紙は受付窓口に用意してあります。

①「**株式会社諏訪丸光**」発行の**全国百貨店共通商品券**（券面に発行元株式会社諏訪丸光と記載のあるもの）

② **印 鑑**（朱肉を使用するもの）

③ **委任状**（←商品券の所有者以外が申出手続きをされる場合のみ必要）

受付場所・受付時間

《受付場所》長野県諏訪市小和田南14-7 「諏訪商工会議所」

《受付時間》午前10時00分～午後4時00分

【注意事項】

※ 受付後の予定等、詳細については裏面「株式会社諏訪丸光発行の全国百貨店共通商品券還付の申出に係る**注意事項**」に記載してありますので、**必ずお読み下さい**。

申出受付期間経過後の受付は、一切できませんのでご注意ください。

なお、**郵送の場合は、受付期間終了日の消印まで有効**といたしますが、郵便上の事故による紛失、遅延などについて、当局では責任を負えませんのであらかじめご了承願います。

また、郵送での申出後、2週間を経過しても申出書控えが返送されない場合は、申出先にご連絡下さい。

株式会社諏訪丸光発行の全国百貨店共通商品券還付の申出に係る注意事項

1. 平成 25 年 7 月 1 日（月）までに申出書の提出がないときは、還付金を受けることができません。（郵送の場合は当日消印有効）
2. 郵送による申出を希望される方は、関東財務局理財部金融監督第 5 課へ『申出書』、『株式会社諏訪丸光発行の全国百貨店共通商品券』とともに、返信用封筒（80 円切手貼付）を忘れずに同封し、送付して下さい。
（→当局で受付後、受領書に代えて「申出書」の控えを返送します。）
3. 申出金額が 10 万円以上の方は、法務局への支払い請求の際に印鑑証明書が必要となりますので、当該『申出書』の住所・氏名の欄には、印鑑証明書に登録されている住所・氏名を記入して下さい。
また、法人の方は申出金額にかかわらず、法務局への支払い請求の際に印鑑証明書が必要となりますので、当該『申出書』の住所・氏名（商号又は名称及び代表者の氏名）の欄には、印鑑証明書に登録されている本店の所在地・商号又は名称及び代表者の氏名を記入して下さい。
4. 後日、関東財務局からお送りする配当（還付）に関する「証明書」は、今回の申出書に記載された債権者の「住所及び氏名」のとおり発行します。
従って、申出書記載の「住所」等に変更が生じた場合は、そのままでは請求ができなくなり、還付が受けられなくなりますので、必ず下記の間合せ先まで、連絡願います。
5. 還付予定時期につきましては、今後、官報公示等の定められた手続きを行い、最終的に還付を実施できるのは、概ね平成 25 年 12 月中旬頃の見込みです。
6. 発行保証金からの還付は、申出金額以下となります。
株式会社まるみつが法令に基づき供託した発行保証金から還付手続きに必要な官報公示費用等を控除した金額の範囲内で還付を行います。
7. 最終的に、還付金の請求は、株式会社まるみつが発行保証金を供託している「長野地方法務局諏訪支局」で手続きを行っていただくこととなります。法務局への請求にあたっては、当局が後日発送する「証明書」と「供託金払渡請求書」が必要となります。
なお、供託金受領手続きに関する詳細については、後日発送する「証明書」、「供託金払渡請求書」に同封いたします。

【郵送申出宛先及び問合せ先】

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
TEL 048-600-1152 関東財務局 理財部 金融監督第 5 課

【直接申出先及び問合せ先】

〒380-0846 長野県長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎
TEL 026-234-5125 長野財務事務所 理財課